〇〇県地域のエネルギー活用条例案

（目的）

第一条　この条例は、本県における再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギーの推進（以下「地域のエネルギー活用」という。）について、基本原則を定め、並びに県、市町村、事業者、県民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、地域のエネルギー活用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、地域のエネルギー活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域社会の持続可能な発展及び県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源から得られるエネルギー（燃料、これを熱源とする熱及び電気をいう。以下同じ。）をいう。

一　太陽光

二　風力

三　水力

四　地熱

五　バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）

六　前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。

２　この条例において、「省エネルギー」とは、エネルギー使用の節約及び効率化を図ること並びに廃熱を回収利用することをいう。

（地域のエネルギー活用の基本原則）

第三条　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域の自然的社会的条件によって異なることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じた形で進められなければならない。

２　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が地域固有の資源であることにかんがみ、地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進められなければならない。

３　地域のエネルギー活用は、そのための設備の設置等に伴って環境への影響が生じるおそれがあることにかんがみ、環境への影響が可能な限り回避され、最小化されるように進められなければならない。

４　地域のエネルギー活用は、地域に存在するエネルギー源が自律分散的に得られるものであることにかんがみ、非常時における地域住民の安全や安心の確保に寄与するように進められなければならない。

５　地域のエネルギー活用は、県、市町村、事業者、民間団体及び県民が、それぞれ地域の自然的社会的な背景を理解するとともに、地域のコミュニティの形成に寄与するように進められなければならない。

（県の責務）

第四条　県は、前条に定める地域のエネルギー活用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、地域のエネルギー活用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2　県は、市町村が実施する地域のエネルギー活用に関する施策について、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

3　県は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（市町村の責務）

第五条　市町村は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関し、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2　市町村は、自ら率先して地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、基本原則にのっとり、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ地域のエネルギー活用に努めるものとする。

（電気事業者の責務）

第七条　電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第２条第１項第２号の一般電気事業者、同項第６号の特定電気事業者及び同項第８号の特定規模電気事業者は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（県民及び民間の団体の責務）

第八条　県民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う地域のエネルギー活用のための取組に協力するよう努めるものとする。

（国等との連携等）

第九条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体及び大学その他の研究機関と緊密な連携を図るとともに、市町村、事業者、県民及び民間の団体の相互の協力の促進に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第十条　知事は、基本原則にのっとり、地域のエネルギー活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地域のエネルギー活用に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　地域のエネルギー活用について、本県の地域特性に即した総合的かつ長期的な目標及び施策に関する基本的事項

二　次条第一項に基づく認定に関する基本的な方針

三　その他地域のエネルギー活用の推進に関する重要な事項

3　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（コミュニティパワー事業の認定）

第十一条　県民、事業者又は民間の団体は、単独で又は共同して実施する地域のエネルギー活用に係る事業の内容等が、地域に根ざした主体によって地域の発展に資するように進められる事業の要件として次の各号に掲げるもののうち二以上の要件に適合している旨の知事の認定を受けることができる。

一　当該事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定が、当該事業が実施される地域の住民、地縁団体、事業者、市町村又はこれらの者からなる協議会（以下「地域関係者」という。）によって行われると認められるもの

二　当該事業の実施に要する資金の大部分が地域関係者によって提供されていると認められるもの

三　当該事業の実施が、当該事業が実施される地域の社会的経済的な事情を十分に改善すると認められるもの

２　知事は、前条第二項第二号の方針にもとづき、前項各号にかかる認定に関する基準を定めて、公表しなければならない。

３　第一項の認定の申請をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　地域のエネルギー活用に係る事業の内容

三　当該事業の実施に関する計画の作成及びその実施に関する決定の方法

四　当該事業の実施に要する資金の計画

五　当該事業が実施される地域の社会的経済的な事情の改善にかかる見込み

六　当該事業による環境への影響の調査及び予測

七　その他規則で定める事項

４　知事は、認定の申請に係る事業に伴う環境への影響が十分に回避され、最小化されていないと認められる場合には、第一項の認定をしてはならない。

５　次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

一　第十四条第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二　法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあっては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

６　知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

７　知事は、認定の申請に係る事業の内容等が第一項各号に掲げる要件のうち二以上の要件に適合しないと認める場合又は第四項に該当すると認められる場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

８　認定を受けた事業（以下「コミュニティパワー事業」という。）を実施する者は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその事業を行わなくなったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（コミュニティパワー事業への支援）

第十二条　県は、コミュニティパワー事業の促進を図るため、地域関係者に対し、必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

２　県は、コミュニティパワー事業の円滑な実施のため、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（報告及び資料の提出）

第十三条　知事は、コミュニティパワー事業を実施する者に対し、当該認定に係る事業の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（認定の取消し）

第十四条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

一　コミュニティパワー事業の内容等が、第十一条第一項各号に掲げる要件のうち二以上の要件に適合しなくなったとき。

二　コミュニティパワー事業の内容等が、第十一条第四項に該当すると認められるとき。

三　コミュニティパワー事業を実施する者が、前条の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四　コミュニティパワー事業を実施する者が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

２　知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

（学習の推進及び普及啓発）

第十五条　県は、地域のエネルギー活用の必要性について、県民及び事業者の理解を深めるため、地域のエネルギー活用に関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

（県民、事業者、民間の団体の自発的な活動の促進)

第十六条　県は、県民、事業者又は民間の団体が行う地域のエネルギー活用に関する自発的な活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（技術の向上と関連産業の振興）

第十七条　県は、地域のエネルギー活用に寄与する事業活動に対して、必要な支援を行い、技術の向上を図るとともに、関連する産業の振興に努めるものとする。

（調査の実施及び情報の提供）

第十八条　県は、第十四条に規定する自発的な活動への支援及び前条に規定する産業の振興に資するため、地域のエネルギー活用の状況に関する調査を実施するとともに、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（表彰等）

第十九条　県は、地域のエネルギー活用を図るため、これらに関して特に功績があると認められる者に対し、表彰等必要な措置を講ずるものとする。

（県民意見の反映）

第二十条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くなど、県民意見の反映に努めなければならない。

（国際協力の推進）

第二十一条　県は、地域のエネルギー活用に関する国際協力を推進するため、情報収集、技術提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第二十二条　県は、地域のエネルギー活用に関する施策を着実に実施するため、第十二条第二項に定めるもののほか、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（罰則）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一　第十一条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　偽りその他不正の手段により第十一条第一項の認定を受けた者

三　第十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

（委任）

第二十四条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。